

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条の4第4項」を「第5条の6第4項」に改める。

第6条第1項第2号中「構造計算適合性判定を要する」を「法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事が行う同項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準又は法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含む」に、「及び3,300円の合計額に、構造計算適合性判定」を「に、構造計算適合性審査」に改め、同条第2項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同条第3項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同条第5項中「別表第8各号」を「別表第9各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項の次に次の1項を加える。

5 令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査については、1件につき、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

別表第1備考第2号中「係る建築物」を「係る建築物及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る建築物」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

床面積	手数料の額
200平方メートル以下	117,100円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	140,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	162,800円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	185,700円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	221,900円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	294,700円
50,000平方メートル超	541,300円

備考 この表において、「床面積」とは、構造計算適合性審査に係る建築物の部分の床面積とする。ただし、確認済証の交付を受けた建築物（構造計算適合性審査を受けたものに限る。）の計画を変更して建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあつては、構造計算適合性審査に係る建築物の部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。

別表第8第1号中「(法第87条の2第1項)」を「又は第2号（法第87条の2）」に、「承認」を「認定」に改め、同表第1号の2中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号又は第2号」に、「第88条第2項」を「第88条第1項若しくは第2項」に、「承認」を「認定」に改め、同表を別表第9とし、別表第7の次に次の1表を加える。

別表第8（第6条関係）

床面積の合計	手数料の額
100平方メートル以下	27,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下	36,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	49,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	70,000円

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	93,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	220,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	377,000円
50,000平方メートル超	584,000円

備考 この表において「床面積の合計」とは、令第137条の16第2号の規定による認定に係る建築物の床面積の合計とする。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、別表第1備考第2号の改正規定及び別表第8第1号の2の改正規定（「第88条第2項」を「第88条第1項若しくは第2項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

建築基準法等の一部改正に伴い、構造計算適合性審査、移転の認定の申請に対する審査及び建築主事による仮使用の認定の申請に対する審査に係る手数料を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市建築基準法施行条例（抄）

（工事監理者の届出等）

第3条 建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の建築主、設置者又は築造主（法第12条第2項の国の機関の長等を含む。）は、法第5条の4第4項の工事監理者を選任
第5条の6

し、又は変更したときは、市規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長（指定確認検査機関の確認に係る建築物等にあつては当該指定確認検査機関）に届け出なければならない。

2 省 略

（手数料）

第6条 確認申請等（法の規定に基づく確認の申請及び法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。以下同じ。）に対する審査（指定確認検査機関が行うものを除く。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその確認申請等をする者から徴収する。ただし、市規則で定める磁気ディスク等による確認申請等にあつては、当該額から2,000円を減じた額の手数料を徴収する。

(1) 省 略

(2) 建築物に係る確認申請等に対する審査のうち、構造計算適合性判定を要する
法第6条の3第1項ただし書に規定する建

築主事が行う同項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準又

は法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に

もの 前号に定め
適合するかどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含む

る額及び3,300円の合計額に、構造計算適合性判定1件につき、別表第2の左欄に掲げる区
構造計算適合性審査

分に応じ、同表右欄に定める額を加算した額

(3)-(4) 省 略

2 完了検査申請等（法の規定に基づく建築物等に関する完了検査の申請及び法第18条第14項
第16項

（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による

通知をいう。以下同じ。)に関する検査(指定確認検査機関が行うものを除く。)で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。

(1)-(4) 省 略

3 中間検査申請等(法の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請及び法第18条第17項の規
第19項

定による通知をいう。以下同じ。)に関する検査(指定確認検査機関が行うものを除く。)については、1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその中間検査申請等をする者から徴収する。

4 省 略

5 令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査については、1件につき、別表
第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその申請をする者から徴収す
る。

5
6 前各項に定めるもののほか、法(法の規定に基づく本市の条例を含む。)、令又はこの条例

の規定に基づく事務で別表第8各号に掲げるものについては、1件につき、当該各号に定める
別表第9

額の手数料をその申請をする者から徴収する。

別表第1(第6条関係)

省	略
---	---

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

(1) 省 略

(2) 確認済証の交付を受けた建築物(長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る建築物及び都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る建築物を除く。以下同じ。)の計画の変更をして建築物を建築する場合(第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)

省 略

(3)-(5) 省略

別表第2 (第6条関係)

区	分	手数料の額
床面積	構造計算適合性 判定の審査方法	
200平方メートル以下	プログラム審査	88,700円
	上記以外の審査	117,100円
200平方メートルを超え500平方メートル以下	プログラム審査	100,100円
	上記以外の審査	140,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	プログラム審査	111,600円
	上記以外の審査	162,800円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	プログラム審査	123,000円
	上記以外の審査	185,700円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	プログラム審査	139,600円
	上記以外の審査	221,900円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	プログラム審査	176,000円
	上記以外の審査	294,700円
50,000平方メートル超	プログラム審査	297,600円
	上記以外の審査	541,300円

備考

- 1 この表において、「床面積」とは、構造計算適合性判定に係る建築物の部分の床面積とする。ただし、確認済証の交付を受けた建築物（構造計算適合性判定を受けたものに限る。）の計画を変更して建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の様替をする場合にあっては、構造計算適合性判定に係る建築物の部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。
- 2 この表において、「プログラム審査」とは、国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用し、かつ、入力情報の電子データが提出されたものについて行う審査をいう。

別表第2 省 略

別表第3 - 別表第7 省 略

別表第8 省 略

別表第8 (第6条関係)

別表第9

- (1) 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査
認定

省 略

- (1の2) 法第18条第22項第1号又は第2号(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項
第24項

において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査 省 略
認定

- (1の3) - (29) 省 略